

重要事項説明書（施設サービス）
 （令和7年5月1日）

1、施設の概要

(1) 施設名の名称等

| | |
|----------|--------------------|
| ・施設名 | 医療法人社団健仁会 森内科胃腸科医院 |
| ・開設年月日 | 平成 22年 4月 1日 |
| ・所在地 | 余市郡仁木町北町1丁目6-2 |
| ・電話番号 | 0135-32-3455 |
| ・ファックス番号 | 0135-32-2545 |
| ・管理者 | 医師 森 康明 |
| ・事業所番号 | 0172500381 |

(2) 診療所短期入所療養介護施設、診療所介護予防短期入所療養介護施設の
 目的と運営方針

(施設の目的)

診療所短期入所療養介護施設、診療所介護予防短期入所療養介護施設の目的は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上の、お世話等の施設サービスを提供する事で、ご利用者様の能力に応じた日常生活を営む事が出来る様にし、1日でも早く家庭での生活に戻る事が出来る様に支援 する事を目的とします。

(運営方針)

当施設の運営方針は利用者様の人格の尊重、意思及び心身の状況並びに家族の意向等を考慮し、個々の能力に応じたケアプランに沿った適切なサービスを行い、利用者及びその家族が安心且つ自立した日常生活を営む事が出来る様に支援を行いサービス提供の実施にあたっては、地域や家族との結びつきを重視した運営を行い、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービスを提供する者との密接な連携を努めていきます。

(3) 施設の職員体制

| 職 種 | 職員体制 | 業務内容 |
|---------|---------------|----------------|
| 医 師 | 2名(常勤・兼務) | 利用者様の診療及び健康管理 |
| 看護職員 | 8名(常勤・兼務) | 状態観察と与薬管理 |
| 介護職員 | 7名(常勤・非常勤・兼務) | 利用者様の生活介護 |
| 支援相談員 | 1名(兼務) | 利用時、療養時の相談 |
| 介護支援専門員 | (外部) | 利用者様のケアプランの作成等 |
| 事務職員 | 1名(常勤・兼務) | 請求業務等 |
| その他 | 必要数以上 | 施設設備の清掃等 |

(4) 入所定員等 (18人)

| 居室の種類 | 居室の種類 | 居室の種類 |
|-------------|-------------|-------------------------|
| 102号室(個室) | 111号室(2人部屋) | 105号室(3人部屋・トイレ付き) |
| 室数(1室) | 室数(1室) | 室数(1室) |
| 106号室(3人部屋) | 107号室(3人部屋) | 108号室(3人部屋) 110号室(3人部屋) |
| 室数(1室) | 室数(1室) | 室数(1室) 室数(1室) |

*入所希望の居室種類を申し出下さい。(但し、ご契約者の心身の状況や居室の空状況によりご希望に沿えない場合もございます。)

*居室の変更

ご契約者からの居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定致します。又、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合も御座いますがその際には、ご契約者やご家族等との協議の上決定する

2、サービス内容

・施設サービスの計画の立案

・食事

| | |
|----|---------|
| 朝食 | 8時~ |
| 昼食 | 12時~ |
| 夕食 | 17時30分~ |

・入浴

利用者様の状態に合わせた入浴方法でご入浴頂きます。(一般入浴)

・医学的管理・看護

医師及び看護・介護職員により健康に留意します。

・介護

施設サービス計画に従って提供します。退所時の支援も行います。

・相談援助サービス

日常生活に関する悩みや、介護サービスに関する事等、何でも相談を受けます。

・行政行政哲手続き代行

介護保険更新手続き・食事負担減額申請等代行致します。

*これらのサービスの中には、ご利用者様からの基本料金とは別に利用料金がかかるものが御座いますので、具体的にご相談下さい。

3、協力歯科医療機関

| | |
|-------------|-----------------------------|
| ・名称 | 森川歯科医院 (院長 森川 康彦先生) |
| ・所在地 | 余市郡仁木町北町1丁目6番地7 (〒048-2405) |
| 電話番号:ファクス番号 | 0135-32-3653 |

◇ 緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には「同意書」にご記入戴いた連絡先に連絡します。

4、サービス提供における事業者の業務

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次の事を守ります。

- ・ご契約者の生命、身体の安全確保に努めます。
- ・ご契約者の体調、健康状態から見て必要な場合には、医師又は看護職員と連携の上、ご契約者から聴取、確認します。
- ・ご契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日30日前迄に、要介護認定の更新申請に必要な援助を行います。
- ・ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保存すると共に、ご契約者又はその代理人の請求に必要に応じて閲覧、複写物を交付します。
- ・ご契約者に対する身体的拘束その他の行動を制限する行為を行いません。但し、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護する為に緊急やむを得ない場合は、記録を記載し、適正な手続きにより身体等を拘束する場合がございます。

(守秘義務)

個人情報利用目的書に沿って運営致します。

5. 利用料金

(1) 基本料金

| 施設利用料金(診療所短期入所療養介護サービス費 I) | | | | |
|----------------------------|---------|--------|------------|---------|
| | 負担額(日額) | | 負担額(月額30日) | |
| | 個室 | 他床室 | 個室 | 他床室 |
| 要支援1 | ¥536 | ¥598 | ¥16,080 | ¥17,940 |
| 要支援2 | ¥665 | ¥748 | ¥19,950 | ¥22,440 |
| 要介護1 | ¥705 | ¥813 | ¥21,150 | ¥24,390 |
| 要介護2 | ¥756 | ¥864 | ¥22,680 | ¥25,920 |
| 要介護3 | ¥806 | ¥916 | ¥24,180 | ¥27,480 |
| 要介護4 | ¥857 | ¥965 | ¥25,710 | ¥28,950 |
| 要介護5 | ¥908 | ¥1,016 | ¥27,240 | ¥30,480 |

| | 食事標準負担額 | | 居住費(家賃+光熱費) | | | |
|-------|---------|---------|-------------|------|---------|---------|
| | | | 日額 | | 月額(30日) | |
| | 日額 | 月額(30日) | 個室 | 他床室 | 個室 | 他床室 |
| 第1段階 | ¥300 | ¥9,000 | ¥550 | | ¥16,500 | |
| 第2段階 | ¥600 | ¥18,000 | ¥550 | ¥430 | ¥16,500 | ¥12,900 |
| 第3段階① | ¥1,000 | ¥30,000 | ¥1,370 | ¥430 | ¥41,100 | ¥12,900 |
| 第3段階② | ¥1,300 | ¥39,000 | ¥1,370 | ¥430 | ¥41,100 | ¥12,900 |
| 第4段階 | ¥1,445 | ¥43,350 | ¥1,728 | ¥437 | ¥51,840 | ¥13,110 |

| その他の利用料金 | | |
|--------------------|--------|---------|
| | 日額 | 月額(30日) |
| 日常生活用品 | ¥200 | ¥6,000 |
| ハンゲット [®] | 1本 ¥35 | ×使用本数分 |
| 病衣 | ¥70 | ¥2,100 |

| その他の利用料金(個室料金) | | |
|----------------|--------|-------------|
| | 1日利用金額 | 月額利用金額(30日) |
| 個室 102号室 | ¥1,000 | ¥30,000 |

- ・日常生活用品費には、ポリデント、歯ブラシ、歯磨き粉、シャンプー、ボデーソープ、ティッシュ、トイレットペーパーが含まれています。
- ・毎月の分は10日迄に前月分の、退所時にはその日若しくは翌日迄に当月分の請求書を発行しますので、その月の月末迄にお支払い下さい。
お支払い頂きますと領収書を発行致します。

(2) 高額介護サービス費

介護サービスの利用料について一定の額を超える場合にその額について払い戻し
が受けられる制度です(一部食費等その費用に含まれないものも御座います。)
一定額は次のとおりです。

- ①第1・2段階 15,000円
- ②第3段階 24,600円
- ③第4段階 44,400円

申請の手続きに関しましては各市町村役場にて行う事が出来ますが、
領収書、印鑑、口座番号等必要になります。

6、事故発生時の対応

- ・ご利用者様に対するサービス提供により事故が発生した場合には速やかにご利用者
様のご家族に連絡をすると共に、必要な措置を講じます。
- ・事故が発生した場合は、その原因を解明し、再発を防ぐ為の対策を講じます。
- ・ご利用者様に対するサービス提供により発生した事故等により利用者様の生命、
身体等に損害が生じた場合は、速やかにその損害を賠償します。
但し、事業者の故意又は過失によらない場合はこの限りではありません。

7、施設利用に当たっての留意事項

①面会

- ・面会時間は午前9時から午後8時迄となっております。
- ・面会の際は、面会簿に必ず記入して下さい。
- ・面会時の際に飲食物の持ち込みについては、必ず看護師、介護職員迄お申し出下さい。

②外出・外泊

- ・ナースステーションにて外出・外泊の許可をお申し出下さい。
- ご利用者様の体調によって許可できない場合もございます。

③飲酒

- ・飲酒は、原則として禁止となっております。

④服薬

- ・誤嚥・誤飲を防ぐため、看護師が服薬管理を行ないます。

⑤火気の取り扱い

- ・施設内を問わず、防火管理者の許可なく火気を使用しない下さい。

⑥設備・備品の利用

- ・故意に施設若しくは備品に障害を与え、又これらを施設外に持ち出す事は禁止します。
場合によっては損害賠償請求を行う場合がございます。

⑦所持品・備品の利用

- ・許可された物で必要最低限の物のみとして頂きます。

⑧金銭・貴重品の管理

- ・原則は利用者本人が行って下さい。
- ・利用者の心身の状況の他、近郊にご家族が居ない場合はご相談下さい。

⑨外泊時等の施設外での受診

- ・受診せざるを得ない場合は、必ず当施設にご連絡下さい。
- ・介護保険上、場合によっては医療保険適用外扱いとされ、全額医療費が自己負担に
なる場合がありますのでご注意下さい。

⑩宗教活動

- ・宗教や習慣の相違等で他人を排撃し、又は自己の利益の為に他人の自由を侵す事
を禁止します。

⑪ハットの持ち込み

- ・原則禁止とします。但し、特別な事情で施設管理者が条件付きで許可した場合は
この限りでない。

8、非常災害対策

- ・防災設備 消火器

・防災訓練 年2回

9、禁止事項

・当施設では、多くの方に安心して療養生活を送って頂く為に、ご両社様の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

10、要望及び苦情の申し立て

・当施設における要望及び苦情の受付窓口は

○苦情受付窓口

担当者：藤井 真奈美

○連絡先

電話番号：0135-32-3455

ファックス：0135-32-2545

*担当者が不在の時は、基本事項について他の従事者が対応し、必ず担当者に引き継ぎます。

・行政機関その他の苦情受付機関

○仁木役場・保健福祉課・介護保険係

住所：余市郡仁木町西町1丁目36番地1

電話番号：0135-32-2514

○北海道福祉サービス運営適正化委員会（北海道社会福祉協議会内）

住所：札幌市中央区北2条西7丁目1番地（北海道立社会福祉総合センター内）

電話番号：011-241-3976

○介護サービス苦情処理委員会（北海道国民健康保険団体連合会）

住所：札幌市中央区南1条西14丁目

電話番号：011-231-5161

*詳細については、ファイル帳にて参照下さい。